

千葉県告示第661号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定により指定医療機関の指定を次のとおり更新したので、同法第24条の規定により告示します。

令和4年8月9日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団大樹 大賀医院	千葉市中央区祐光1-12-5	令和4年8月1日から 令和10年7月31日まで
医療法人社団大志会 ちばグリーン整形外科	千葉市緑区おゆみ野中央7-34-3	令和4年9月1日から 令和10年8月31日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
アイワ薬局 小倉台店	千葉市若葉区小倉台6丁目9番1-2号	令和4年9月1日から 令和10年8月31日まで